

戸籍謄抄本等請求書（郵送用）

◆どなたのものが必要ですか。

年 月 日

本 籍	鳥取県東伯郡北栄町		
筆頭者の氏名	※戸籍のはじめにかかっている人		
必要な人の氏名		生 年 月 日	年 月 日

◆なにが必要ですか。

必要なもの	手数料 (1通あたり)	通数	
戸籍謄本	450円	通	▶ 記載内容についてご指示がある場合は、詳しくご記入ください。 [例] ××の（出生から）死亡の記載があるもの △△の出生から死亡の記載のあるものまで 1セット など
戸籍抄本		通	
除籍（改製原）謄本	750円	通	
戸籍の附票謄本	300円	通	どの住所の記載が必要ですか。[例] ○○市→北栄町→△△町 など
戸籍の附票抄本		通	
身分証明書	300円	通	※身分証明書を本人以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。
その他（ ）			

◆請求者・使用目的をご記入ください。

住 所	※返信先は現住所（住民登録をしているところ）に限ります。		
氏 名		電 話 番 号	※屋間連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。
請求者と必要な戸籍との関係（続柄）	本人・配偶者・子・孫・父母・祖父母・その他（ ） ※直系以外の方が請求される場合など委任状が必要になることがあります。		
本人確認できる資料の写し (同封したものに○)	運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証・その他（ ） ※現住所（住民登録をしているところ）が記載された資料をお送りください。		
使 用 目 的	パスポート・相続・登記・戸籍届出・年金手続 その他（ ） ※その他の場合は具体的に書いてください。		
●最近2週間以内に戸籍届出をされたものがあればご記入ください。 出生・死亡・婚姻・離婚・その他（ ）届を 月 日に 役所に提出			
●返信させていただく際に切手料金が不足した場合、「不足分着払い」にて発送してよろしいですか？ はい いいえ（いいえの場合の支払い方法： ）			
●郵便為替には何も記入しないようお願いします。			

★次の①～④を確認して下記に送付してください。

- ①申請書（この用紙） ②手数料※（定額小為替及び普通為替または現金書留）
③本人確認できる資料の写し ④返信用封筒（住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの）
※手数料は切手・印紙では受け付けられません。定額小為替は郵便局で取り扱っています。
☆請求された戸籍に記載された方と請求者との続柄が北栄町で確認できない場合は、続柄が確認できる戸籍謄本等の写しが必要になります。

<送付先・問い合わせ先>

〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿 423 番地 1

北栄町役場 大栄庁舎総合窓口（電話 0858-37-3111）